

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	株式会社アビズ
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市港区昭和町14番地の24
工場等の名称	株式会社アビズ
工場等の所在地	名古屋市港区昭和町14番地の24
業種	サービス業（他に分類されないもの）
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	廃棄自動車・金属・プラスチック等のリサイクルを柱とする産業廃棄物処分業
計画期間	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和3年6月1日 ～ 令和6年3月31日		
公表方法	☐	掲示 閲覧	（場所） 名古屋市港区昭和町14番地の24（株アビズ 事務所受付）
	☐	ホームページ	（HPアドレス） http://www.arbiz.co.jp/
	☐	冊子	（冊子名・ 入手方法）
	☐	その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	information@arbiz.co.jp		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

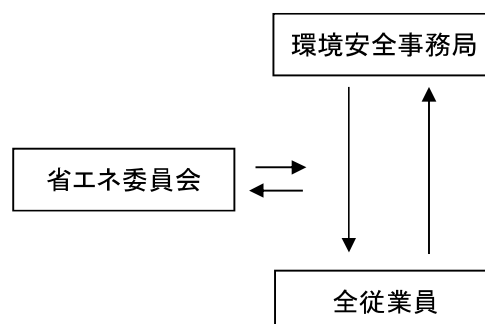
(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は、地球温暖化対策の重要性を認識し、環境ビジネス企業として活動を行います。事業活動にあたっては本方針を一般に公表し、自然環境との調和ならびに地域との共生を大切にして運営します。

1. 環境に関わる法規制、ならびにその他の要求事項を遵守します。
2. 分解、分離、分別技術を磨き、家電・自動車等をはじめとする廃棄物の自己完結型リサイクルを目指します。
3. 省エネルギーに努め、代替燃料としてのRPF(固形燃料)や廃プラスチックの供給を通じて、温暖化ガス削減に貢献します。
4. 事業活動による環境汚染予防を徹底します。
5. 本方針遂行のため、環境目的・目標を設定し、必要に応じて見直し、環境マネジメントシステムの継続的改善を推進します。
6. 本方針は、全従業員及び当社のために働いているすべての人に周知します。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

ISO14001を推進している環境安全事務局が地球温暖化対策においても取り纏めを行う。また、エネルギーの合理化に関する法律に基づくエネルギー管理員の参加する省エネ委員会が補佐する。



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 2 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		6,477	t-CO ₂
① （温 室 を 二 室 除 く 酸 効 く 化 果 炭 ガ ス 換 算 排 出 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		6,477 t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原 単 位 あ た り の 排 出 量	133.9	t-CO ₂ / 千ton	129.9	t-CO ₂ / 千ton	3.0	%

（2）目標設定の考え方

原単位あたりの排出量を1年毎に1%ずつ、3年間で3%削減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の推進 [冷暖房]	・ 設定温度の管理(冷房26度以上、暖房20度以下) ・ 空調機フィルターの定期的な清掃 ・ 空調機稼働時間の短縮	・ 省エネを意識した行動を実践
省エネルギー・省資源の推進 [照明]	・ 不要時や昼休みの消灯実施 ・ 反射板など照明器具の清掃 ・ 高効率器具への取替え	・ 週3回、昼休みにパトロールを実施 ・ LED器具への更新(対象50台)
省エネルギー・省資源の推進 [OA機器]	・ PCやコピー機などの待機電力削減 ・ 機器更新時には、省エネルギー機器を選定	・ 帰宅時の電源OFFを励行 ・ PC電源をシステムによりOFFできる様指向する
省エネルギー・省資源の推進 [電力負荷の平準化]	・ デマンドコントローラによる負荷の平準化	・ 契約電力の超過ゼロ
自動車利用における取組	・ アイドリングストップなどエコドライブを推進 ・ 不要な荷物を積んでいないか点検 ・ 貨物車の燃費管理	・ 貨物車の燃費を3年間で1%改善
工場等の製造工程における対策	・ 各設備の生産量に対する使用電力量及び電気料金の原単位管理 ・ 設備の点検、記録の管理	・ 生産量に対する使用電力量原単位の年1%の削減を目標
廃棄物の排出抑制等	・ 両面コピー、裏紙利用の徹底 ・ 古紙などを分別回収しリサイクル	

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・ 温室効果ガスを削減していくために関係団体が主催する行事に出席し、知り得た情報等を環境教育として社内に展開する。 ・ 可能な範囲で文房用品等をグリーン購入を促進する。
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・ 毎日8時15分から8時30分を「アビズ環境整備時間」と定め、全員が環境整備を実施 ・ 省エネパトロールの実施
--